

Q 寺院会計の決算では、どのような書類を作成すればよいのですか？

A 「宗教法人法」第二十五条で作成を義務づけられている財務書類は、財産目録と収支計算書ですが、前月号で財産目録について説明しましたので、今回は収支計算書について説明いたします。

② 収支計算書

収支計算書とは、寺院における一会計期間の収入と支出を対比し、収支の状態を明らかにする計算書で、収支とも資金（現金および預貯金）についてだけ含めればよく、物品の収支は含まれません。

収支の状態を明らかにするには、たんに年間収入合計額、年間支出合計額、差引収入（または支出）超過額がいくらであったかというような収支計算書では意味がありません。

昨年七月号の『宗報』で予算のたて方につ

いて説明した際に、収入支出それぞれについて科目を設け、科目ごとに積算して予算編成を行うことを述べました。そして八月号では、毎月の簡単な会計処理方法について説明しました。毎月の収支を科目ごとに分類集計し、収支合計表に記入することを繰り返し、一年経過後に年間集計すれば、当年度の収支計算書の原型が完成することも述べました。科目ごとに年間合計金額を算出する方法にはいろいろありますが、自身で計算するにしろパソコン利用による計算にしろ、科目ごとの分類集計が収支計算書を作るため欠かすことのできない作業です。

さて、年間集計数値が算出できれば、収入を科目別に列記し、最下段に前年度繰越金を記入し、収入の部合計を算出します。支出についても同様で、最下段に年度末の資金残高を記入し、支出の部合計を算出します。収入

合計と支出合計とはかならず一致します。

例示で見るように、予算と比べることによって各科目ごとの予算執行状況が明らかに、とくに支出については翌年度の予算編成や経費の節減方針などに役に立つと思います。

なお、下段の次年度繰越金の額と財産目録に記載される普通財産の現金・預貯金の合計額とは、つねに一致しなければ正しい決算書とはいえませんので注意してください。

収支計算書は「宗教法人法」の本則では作成を義務づけられているのですが、附則第二十三項によつて、収益事業を行っていない場合で、一会計年度内の収入金額が八千万円以内の寺院については作成が免除されています。したがつてこれに該当する寺院は、所轄庁に対して提出する財務書類は財産目録だけでよく、収支計算書の提出は免除されます。しかし、寺院規則に収支計算書を作成する

ことが規定されている場合は、収支計算書を作成しなければなりません。作られているとすれば、収支計算書を財産目録とともに所轄庁に提出しなければならぬという結論に達すると考えます。

zeimusoudan@hongwanji.or.jp

TEL 075-371-5181(代)
FAX 075-351-1211
メールアドレス

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

このコーナーでは皆様からのご質問を募集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部へ財務担当へ